

組合員証等再交付申請書（組合員証など）

「組合員証」・「組合員被扶養者証」及び「高齢受給者証」等を紛失又は損傷し、再交付を希望する場合に提出してください。

（盗難や紛失されたときは、警察に届け出るなどの自己防衛をしてください。）

組合員証が悪用されて組合員に損害が発生しても、共済組合で補償する制度はありません。
また、組合員証の記号番号の変更はできません。

別紙様式第16号		組合員証等再交付申請書		決裁年月日		処理年月日		発行年月日																	
組合員証 記号 番号 600 1234		組合員氏名 共済太郎		生年月日 50年10月1日																					
必要証の名称番号※1		事由番号※2		再交付を申請する該当者氏名（本人含む。）		生年月日		続柄																	
1 2 3 4 5 6 7		A B C D E		共済花子		50年11月1日		妻																	
1 2 3 4 5 6 7		A B C D E		共済太郎		50年10月1日		本人																	
1 2 3 4 5 6 7		A B C D E																							
1 2 3 4 5 6 7		A B C D E																							
下記から選択して○をつけてください。																									
<table border="1"> <tr> <td>※1 証の名称番号</td> <td>1 組合員証（本人）</td> <td>2 組合員被扶養者証（家族）</td> <td>3 高齢受給者証</td> <td>4 任意継続組合員証（本人）</td> <td>5 任意継続組合員被扶養者証（家族）</td> <td>6 特定扶植産業受給証</td> <td>7 標準負担額減額認定証</td> </tr> <tr> <td>※2 事由番号</td> <td>A 亡失</td> <td>B 旧証回収用（返納不可能のため。再交付不要）</td> <td>C 盗難</td> <td>D 損傷または裏面住所欄の余白なし（証送付必要）</td> <td>E その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>										※1 証の名称番号	1 組合員証（本人）	2 組合員被扶養者証（家族）	3 高齢受給者証	4 任意継続組合員証（本人）	5 任意継続組合員被扶養者証（家族）	6 特定扶植産業受給証	7 標準負担額減額認定証	※2 事由番号	A 亡失	B 旧証回収用（返納不可能のため。再交付不要）	C 盗難	D 損傷または裏面住所欄の余白なし（証送付必要）	E その他		
※1 証の名称番号	1 組合員証（本人）	2 組合員被扶養者証（家族）	3 高齢受給者証	4 任意継続組合員証（本人）	5 任意継続組合員被扶養者証（家族）	6 特定扶植産業受給証	7 標準負担額減額認定証																		
※2 事由番号	A 亡失	B 旧証回収用（返納不可能のため。再交付不要）	C 盗難	D 損傷または裏面住所欄の余白なし（証送付必要）	E その他																				
上記のとおり申請します。 岐阜県市町村職員共済組合理事長 様 住所 岐阜市藪田南5 申請者氏名 共済太郎 共済印 所属所長 ○○○ 市長 印 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。																									

再交付を申請する方について
詳しく記入してください。
組合員本人の場合も記入してください。

※ 各種の届出により「旧組合員証」を回収する際、紛失して回収できないときは、事由番号「B」の「旧証回収用」に○をつけて提出してください。これにより、「旧組合員証」を回収したものとします。

【添付書類】
組合員証等（損傷で申請する場合）